

色彩心理学療法士資格会員の休会制度について

〔趣旨〕

日本色彩心理学研究所は、主に出産・育児・介護・長期の病気療養などを理由に、一時的に休会や退会を余儀なくされた会員の支援策として休会制度を設けています。休会制度では会員としての権利は停止されるため会費が免除されますが、色彩心理学療法士としての登録は継続します。また、休会期間中に休会事由がなくなった場合には、年半ばであっても途中復会することができます。

この制度を利用する場合は、日本色彩心理学研究所に対し、休会届を提出していることが条件となります。

〔期間〕

休会期間は最大で2年までとします。2年を超えても復会手続きが行われない場合は、自動的に退会扱いとなります。

〔義務の免除〕

休会すると、その期間中の会費が免除されます。

〔権利の停止〕

休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 日本色彩心理学研究所が主催する資格会員のための研修会・勉強会・ワークショップへの、会員としての参加
- (2) 広報誌の発送

〔申請手続き〕

1. 前提条件

- ①申請年度までの会費が完納されていること
- ②過去の休会期間が4年に達していないこと

2. 提出書類

- ①休会届

3. 提出期間

休会しようとする年度の前年度、もしくは年度中

4. 提出先

一般社団法人 日本色彩心理学研究所

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通5丁目3-18 グランディア神戸
みなと元町7F

TEL : 078-381-7814 / FAX : 078-381-7802

〔復会にあたって〕

休会期間中の年度内に延長手続きか復会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に退会扱いとなります。ご注意ください。

〔途中復会を希望する場合〕

休会期間中に休会事由がなくなり、復会を希望する場合は、次の手順を進めてください。年度途中であっても以下の手順で復会することができます。

- ① 日本色彩心理学研究所にその旨を連絡する。
- ② 当年度の会費を納める

(年度会費については、公式ホームページ上の該当会員の年度会費をご確認ください。)

①②をもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会にあたっては、次期によって上記の〔権利の停止〕に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日(その日が休業日であればその翌日)から準備を始め、可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。